

第13章 激甚災害の指定

- 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

第1節 激甚災害制度

震災編 第2部第12章第5節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

第2節 激甚災害に関する調査報告

震災編 第2部第12章第5節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

第3節 特別財政援助等の申請手続等

震災編 第2部第12章第5節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。